

会 議 記 録

会議名称	第52回杉並区環境清掃審議会	
日時	平成24年7月24日(火)午後2時00分~午後4時06分	
場所	区役所 中棟5階 第3委員会室	
出席者	委員名	柳下会長、秋田委員、東委員、石川貴善委員、石川恵子委員、植田委員、上原委員、大泉委員、木村委員、杉之原委員、寺田委員、内藤委員、中崎委員、中村委員、花形委員、平田委員、藤枝委員、矢島委員 山下委員 (19名)
	区側	区長、環境部長、環境課長、ごみ減量対策課長、地域エネルギー対策担当課長、杉並清掃事務所長、みどり公園課長、放射能対策担当課長、方南支所担当課長
傍聴者数	1名	
配付資料等	事前	(仮称)杉並区地域エネルギービジョンの策定について 一定規模以上の開発等に係る報告(緑化・1件) 杉並区環境基本条例 杉並区環境清掃審議会条例 杉並区環境清掃審議会条施行規則 杉並区廃棄物の処理及び再生利用に関する条例 杉並区みどりの条例 杉並区環境基本計画概要版
	当日	次第 杉並区環境清掃審議会委員名簿
会議次第	第52回杉並区環境清掃審議会 1 委員紹介 2 説明員紹介 3 会長選出 4 副会長選出 5 職務代理者の指名 6 議題 諮問事項 (1) 杉並区環境基本計画の改定について(諮問) (2) 杉並区一般廃棄物処理基本計画の改定について(諮問) 報告事項 (1) (仮称)杉並区地域エネルギービジョンの策定について (2) 一定規模以上の開発等に係る報告(緑化・1件) 7 その他	

<p>発言者 環境課長</p>	<p style="text-align: center;">第52回環境清掃審議会発言要旨 平成24年7月24日(火) 発言要旨</p> <p>皆様、こんにちは。お暑い中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。本日の進行をさせていただきます環境課長の内藤です。どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>これから環境清掃審議会を開会させていただくこととなりますが、本日は第5期となります。本審議会の最初の初回でございますので、皆様の席上に委嘱状を配付させていただきました。本来であれば区長から皆様に直接お渡しするべきだと存じますが、前の公務がちょっと長引いております、こちらのほうに参ることは今できませんので、事情をご賢察の上、お許しいただきたいと思ひます。</p> <p>なお、会の途中になりますが、区長、こちらのほうに参りまして、ご挨拶をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>では最初に、事前配付及び本日配付させていただいた資料の確認と若干の事務的な連絡をさせていただきたいと思ひます。</p> <p>配付資料でございますが、事前に配付させていただいた資料としまして、本日の報告事項ということで2件ございます。1つは、「(仮称)杉並区地域エネルギービジョンの策定について」というA4枚が1枚ございます。次が、「一定規模以上の開発等に係る報告(緑化・1件)」でございますが、これがA4のものとA3の図面が2枚ございます。それと、審議会に関連する条例・規則としまして、「杉並区の環境基本条例」「環境清掃審議会の条例」と裏面に同「施行規則」、それと「廃棄物の処理及び再利用に関する条例」「みどりの条例」が条例・規則に関するものでございます。また、現行の「環境基本計画」のパンフレット、いわゆる概要版でございますが、それも事前にご配付させていただいてございます。</p> <p>それと、本日席上のほうにお配りしてございますのが、次第と委員名簿です。</p> <p>また、参考資料といたしまして、いずれも現行の計画でございますが、「杉並区の環境基本計画」の冊子と「杉並区一般廃棄物処理基本計画」、これも冊子でございます。それと、「杉並区みどりの基本計画」の概要版、これをお配りしてございます。</p> <p>さらに今般、基本構想も改定されてございますので「杉並区の基本構想」と</p>
---------------------	--

「杉並区総合計画」「実行計画」を抜粋したものをつけさせていただいております。また、「平成23年度の杉並区環境白書本編」と「資料編」をご配付させていただいております。

第4期から継続してお願いしている委員には、既に同じような資料をお持ちの方もいらっしゃると思いますので、今回不用と思われる方につきましては、お帰りの際、その席に置いていただければと思います。

また、席上に参考資料のファイルということで置いてございますが、次回以降も使わせていただきますので、お帰りの際はそのまま置いておいていただければと思います。継続して、そのファイルについては使いますので、中の書き込み等はちょっとご容赦いただきたいと思います。

それと、本日資料が多くございますので、いわゆるエコバッグも用意させていただいたので、ご利用いただける方についてはお持ち帰りいただければと思います。不足資料はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、よろしく申し上げます。

次に、環境清掃審議会の所掌事項ということでございますが、簡単にご説明を申し上げます。

先ほど言いました環境清掃審議会の条例と同施行規則ですね、これをお出しいただければと思います。A 4、1枚、表裏でございますが、審議会の所掌事項につきましては、この条例の第2条、それから、裏面の条例の同施行規則に審議事項として第2条がございます。これが当審議会でご審議いただく内容となっております。

主なものとしましては、本日諮問させていただきます環境基本計画及び一般廃棄物の処理基本計画等がございます。ほかには大きな事業が行われる場合については環境影響評価、これに対する区長の意見だとか、あとみどりの基金に関するもの等々がございます。それらが、この当審議会の所掌事項ということでご理解いただければと思います。

それでは、ここで開会に先立ちまして、委員の出欠状況について報告をさせていただきます。

委員の数は21名ということでございまして、本日、2名の方より事前に欠席という連絡がございました。現在18名の出席ということでございます。過半数の定足数に達してございますので、本審議会は有効に成立をしているということでございます。

	<p>なお、本日、傍聴者の方は1名ということでご報告させていただきます。</p> <p>それでは、お手元の次第に沿って進行させていただきたいと存じます。</p> <p>先ほど申し上げましたように、本日は第5回の審議会の初回でございますので、恐縮ではございますが、委員の皆様簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。自己紹介の順番は、お席の順とさせていただきたいと思います。</p> <p>では、A委員から、時計回りでよろしくをお願いしたいと思います。</p>
A 委員	<p>どうも、こんにちは。議会から今回させていただきますAと申します。環境清掃審議会は初めてでございますので、いろいろ戸惑うところもあるかもしれませんが、一生懸命努力していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
B 委員	<p>同じ議会のほうからBと申します。常任委員会のほうでは都市環境委員会のほうをやっておりますので、そちらのほうもよろしくお願いいたします。</p>
D 委員	<p>Dと申します。昨年まで1回、この審議会の役員をさせていただきました。また続けまして、今年度もう一度この審議会の役員をやらさせていただきますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。私は杉並商店街連合会の北部ブロックの会長ということで、この席をおかりしております。ぜひこれからも有意義なご意見をいただき、また、私たちも商店街の参考にもさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
E 委員	<p>杉並区町会連合会から出ておりますEでございます。よろしくお願いしたいと思います。初めての出席なものですから、何もわかりませんが、一生懸命務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
F 委員	<p>Fと申します。社会福祉協議会の評議員をやっています、こちらのほうで社会福祉の関連とかで何か意見が言えたらなと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
G 委員	<p>Gでございます。すぎなみ環境ネットワークから出向させていただいております。すぎなみ環境ネットワークは区内の環境について非常に考えて、いろいろ活動している団体でございます。杉並区の環境のことについて、ネットワークの立場でいろいろお話しできたらなと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
H 委員	<p>こんにちは、Hと申します。杉並環境カウンセラー協議会から来ました。よろしくお願いいたします。</p>
I 委員	<p>Iです。公募委員で2期目を務めさせていただきます。主婦の目線で、これ</p>

J 委員	からも地域を、環境、それから清掃、いろいろなところで目配りして意見が言えるようになれたらいいなと思っております。
J 委員	Jでございます。杉並正用記念財団から参りました。ちょうど杉並清掃工場が操業停止しまして、建てかえに向かって進んでいる中で、1期で終わりかなと思いましたが、もう少し勉強してこなきゃだめだと、清掃工場はこの委員会で学ぶことが多いということで勉強に参りました。どうぞご指導よろしく願います。
K 委員	杉並・地域エネルギー協議会のKと申します。前期に続き、委員を務めさせていただきます。私ども杉並・地域エネルギー協議会は、この杉並という地域に合った温暖化防止の活動をしております。エネルギー問題、大変大きな問題でございますので、この審議会で皆様のご意見を承りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
L 委員	Lです。杉並区認定みどりのボランティア団体ということで、具体的には落ち葉ネット杉並ですとか植木応援団、それから、自然観察の会などに所属しております。その他、環境学習サポーター、そのようなこともやらせていただいておりますので、いろいろご意見を発表できたらと思います。よろしくお願いいたします。
N 委員	東京中央農業協同組合のNでございます。緑あるまちづくり、こちらがJAのテーマでもございます。私も初めての参加でございますが、どうぞよろしくお願いいたします。
G 委員	Gです。はじめまして。こういう場所に来たのは初めてで、非常に緊張しております。高校生の娘と小学校の息子を持つ主婦でございます。小学校でPTAですとか、あと学習支援のほうなど、楽しく杉並区民として活動させていただいております。また、仕事のほうでは容器包装の3Rに主にかかわる市民目線の普及啓発活動などをやらせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。
P 委員	Pと申します。よろしくお願いいたします。ご縁があって2期目の活動となります。前回2年前から縁あって、いろいろかかわらせていただきましたが、職業は販売促進のコンサルティングと、あとは会社様から請け負う事業のディレクションとかアウトソーシングを行っております。会社慣行からいって、環境のISO等にうるさい会社とか、その状況とか、あとは実際実体験でいろいろまちを見て回った印象とか、そういったものを何らかの形で実際の生活に生かし

Q 委員	<p>ていただければと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>こんにちは、Qと申します。杉並産業協会から審議員に加えさせていただきました。前任者はV氏だったと思いますけれども、このたびV氏が会長にかわりましたので、そのかわりということで私が指名を受けました。果たして、この会にどれだけ役に立てるかどうかわかりませんが、頑張りますので、ひとつよろしくお願いいたします。</p>
R 委員	<p>Rでございます。杉並消費者グループ連絡会の推薦を受けまして、今回2期目になります。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
S 委員	<p>Sと申します。今回初めてこちらのほうに参加させていただきます。学生のころから環境問題をもう40年は、40年以上ですね、40年以上ずっと環境問題と取り組んでいるので、それなりのお役に立つことはできるのではないかとということで頑張ります。</p>
U 委員	<p>Uです。3期目になります。もしかしたら古株のほうです。野菜の研究をする財団の研究所にあります。もともと千葉大学の園芸学部の中にあった研究所なんですけれども、今は独立しまして財団となっております。</p> <p>それから、義理の母の実家が区内にありまして、当時、昔から杉並区はいいところだなと思っておりました。このような由緒ある区の審議会の委員をさせていただけることを光栄に思っております。よろしくお願いいたします。</p>
M 委員	<p>おくれてすみません。Mと申します。杉並大気汚染測定連絡会から参っております。3期目ですね。よろしくお願いいたします。</p>
環境課長	<p>ありがとうございました。第5期につきましては10名の方が新任で、11名の方が再任というような内容でございます。今後ともよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、続きまして、本日出席の区側の説明員を紹介させていただきます。</p> <p>まず、環境部長でございます。</p>
環境部長	<p>よろしくお願いいたします。</p>
環境課長	<p>次は、地域エネルギー対策担当課長でございます。</p>
地域エネルギー対策担当課長	<p>よろしくお願いいたします。</p>
環境課長	<p>次は、放射能対策担当課長でございます。</p>
放射能対策	<p>よろしくお願いいたします。</p>

担当課長	
環境課長	ごみ減量対策課長でございます。
ごみ減量対策課長	よろしくお願いいいたします。
環境課長	杉並清掃事務所長でございます。
杉並清掃事務所長	よろしくお願いいいたします。
環境課長	方南支所担当課長でございます。
方南支所担当課長	よろしくお願いいいたします。
環境課長	みどり公園課長でございます。
みどり公園課長	よろしくお願いいいたします。
環境課長	私、環境課長でございます。また、事案によりまして、このほかに都市計画課長や建築課長などが説明員として出席することがございますので、よろしくお願いいいたしたいと思ひます。
	次に、環境清掃審議会条例第4条1項の規定に基づきまして、会長を互選していただきたいと思ひます。会長の選任方法についてはいかがいたしましうか。
	特になければ、事務局から選任方法を提案させていただいてよろしいでしょうか。
	ありがとうございます。それでは、会長職に適任と思われる方がいらっしゃれば、委員の皆様からお名前を挙げていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。
A 委員	はい、A委員。
	すみません、先ほど名簿をいろいろ見させていただきまして、柳下先生が会長職には一番適切ではないかなというふうには私は思っておりますが、柳下先生をご推薦したいと思ひます。
環境課長	ありがとうございました。ただいまA委員のほうから会長は柳下委員にということの発言がございましたが、ほかに意見はございますでしょうか。
	それでは、ほかに意見がないということで柳下委員にお願いしたいと思ひますが、皆様よろしいでしょうか。(拍手)
	ありがとうございました。それでは、会長が決まりましたので、柳下委員には会長席に移りいただき、就任のご挨拶と今後の進行をお願いしたいと思ひます。よろしくお願いいいたします。
会 長	ご推薦いただきましたので、何とか重責を務めていきたいと思ひますが、少

し私自身のことを皆さんに紹介して、これからのいろいろな議事運営について円滑にできるように、ちゃんとお挨拶したいというふうに思います。

ある日、Z氏から電話がかかってきました。前会長です。Z氏とは、もう四十数年間のつき合いです。先ほど言いましたように学生のころから環境問題にずっと携わり、彼は大学出てから自分自身で環境問題を扱う民間会社を立ち上げて、見事に今、日本では非常に有数の環境に関するコンサルティング会社の経営者になりました。実は私は学生のころに都市計画を勉強していたんですが、ちょうど激甚公害に直面いたしまして、このまま開発の立場で自分がやりたかったことをやっていいのかどうかという自問自答した末に、そうではなくて社会の矛盾であった当時の激甚公害問題に、闘う立場に自分を置こうではないかと決心をいたしました。当時は民間で環境を扱うような場所はなかったので、結果的には環境庁に入ったわけです。その後、いろいろな仕事をやってきました。多分やっていない仕事は自然保護だけで、それ以外のことはほとんどすべてやってきたというふうに思います。

縁があり、11年前、2001年に名古屋大学に行くことを決意しました。名古屋大学のほうで環境を扱う専門の大学院を新設するというので、そこに転職し、以来11年間大学でずっと環境学の研究と、教育を行ってきています。

2005年に、やはり上智大学に新しく地球環境学研究科が発足して、やはり環境政策を専門とする者が必要だということで、なかなか学術の世界に環境政策のプロがないものですから、経験者に来てほしいということで、以来ずっと上智大学にあります。私は今、何をやっているかということですが、Z氏が何で私に声がかかったかということ、多分私は名古屋が原点なんですが、当時、昔、杉並のごみ清掃工場の問題というのが大変有名ですが、名古屋でも実は12年前、名古屋のごみ戦争というのがございました。あちらのほうは、ごみ清掃工場ではなく埋立地です。典型的に日本の多くの大都市のごみ政策と同じように焼却をして、埋立地に埋めるという対策を進めていました。一生懸命減量化努力はしていたが、次から次へと埋立地が要る。そして、いよいよ埋立地がもう確保できないということで、藤前干潟というところへ埋立計画をたてた。ところが、大変な地域での闘いが起こり、大変な思いの末に市長さんは断念をするという、大変なつらい決意をされたことがあります。それを契機に名古屋のごみ政策はがらっと変わってしまったのです。そのときに私が学んだのは、専門家だとか、あるいは行政の持っている、ある種の科学的な合理性だとか経済

的な合理性だけじゃなくて、市民が持っている、行動に対するセンスというのが起爆剤になったのです。本当に世の中って変わるんだなということを改めて実感し、それ以来、特に環境政策、温暖化だとか循環型社会だとか、こういった地域での、あるいは国における政策づくりにおいて、いかに市民参加だとか住民参加というのが大切かということを実感しました。この辺に焦点を当てた研究をずっとやってきたところであります。

現在、国でエネルギー環境会議というのが日本の将来のエネルギーについて、電気供給における原子力の割合をゼロ%、15%、20から25%、など大議論していますよね。今までのパブコメ、意見聴取会といった方法だけでは、まずいいのではないかということで、実は討論型世論調査というのをやったらいいのではないかというのを私は提案し、今、その実務を担っているところでもあります。

そんなことで、長いこと環境政策に携わったり、それを今度は大学の場で外から見たり、研究したり、新しい方法を提案したりとか、そんな経験がございました。

正直、杉並区とどういう関係あるのだというふうに追及されますと、義理の兄が杉並区内に住んでいることぐらいかもしれません。ただ、自分の先祖をたどってみると、どうも和光市に柳下という名前が非常に多いのですが、戦争で亡くなった私の祖父が和光市出身だということを聞きまして、和光市に行ってみたら確かに柳下という名字が沢山あり、そのときに、柳下さんという方が経営されているすし屋さんで、先祖のことをいろいろと聞いたのです。これは何人かから聞いたのが大体合っているようですが、どうも戦国時代に武田家が甲府から追いやられたときに、その一派が東のほうに逃げてきて、杉並、練馬、和光、この辺に流れ着き、柳下という名前を名乗った連中がいるという話を聞きました。ひょっとした先祖は杉並の北のほうにいたのかなと思っています。私は今現在どこに住んでいるかというと、小田急沿線の読売ランド、麻生区というのがありますが、そこにおります。そういう者だということを知っておいてください。

したがって、私自身が杉並区に直接利害があるわけではありません。むしろ、杉並で一体何が必要なのかということについて、私なりの経験を生かして、むしろ皆様が主役でいろいろとやっていただくことに対して、自分で謙虚にどうしたらいいのかということをお手伝いしながらお手伝いしていく役割に

	<p>したいというふうに思っております。決して柳下流に何か変な流儀を持ってきたり、あるいは思想信条を持ってきたりという警戒色はどうぞ一切なく、むしろ皆さん主演でやっていただきたいと、そういうことに徹することをお約束します。長くなってすみません。ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
	<p>ただいまからやらなければならないこと、早速私の仕事は、副会長の選出について審議いただくことだというふうに思います。審議会条例の施行規則の第5条で、副会長は委員の互選で定めるということになっているようですが、どなたか適任の方、ご推薦ございませんでしょうか、あるいは適任の方がおられたら、お名前を挙げていただければありがたいのですが、いかがでしょうか。</p>
	<p>もし、いらっしゃらないようでしたら、会長一任というお話もあるのですが、私のほうから石川恵子委員にお願いをいたしたいというふうにお願したいんですが、いかがでしょうか。よろしいですか。（拍手）では、お願いします。</p>
	<p>審議会条例第4条第3項によって職務代理者の指名ですが、副会長の石川委員に指名させていただくということでございます。それでは、よろしくお願いいたします。一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
副 会 長	<p>順番間違っってマイクを持っちゃうぐらいおっちょこちょいなんですけれども、ざっくばらんな会長さんのもとで、これからも頑張って、この審議会をいいものにしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。（拍手）</p>
会 長	<p>よろしくお願いいたします。</p>
副 会 長	<p>はい、こちらこそ。</p>
会 長	<p>先ほど言いましたように、土地勘のないようなことを言ったりしたときは、ぜひずばっと指摘いただきたいと思っております。</p>
	<p>それでは、次に、座席の確認ということであります。今この審議会開くときにお座りいただいております、この座席ですけれども、現在の席をもって、これからの座席という形にさせていただきたいということですが、よろしゅうございますか。これからも同じところにお座りいただくことになります。</p>
	<p>それでは、早速今日の議題に入らせていただきたいと思います。今日は区長から2件の諮問を受けるということでございます。</p>
環 境 課 長	<p>それでは、区長から最初に、「環境基本計画の改定について」を諮問させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>

<p>区 長</p> <p>環 境 課 長</p>	<p>杉並区環境清掃審議会会長様、杉並区長、田中良。</p> <p>「杉並区環境基本計画の改定について（諮問）」</p> <p>杉並区環境基本条例第9条第5項及び第8項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。</p> <p>諮問内容、杉並区環境基本計画の改定について。</p> <p>どうぞよろしく申し上げます。</p>
<p>環 境 課 長</p> <p>区 長</p>	<p>次に、「一般廃棄物処理基本計画の改定について」諮問させていただきます。</p> <p>「杉並区一般廃棄物処理基本計画の改定について（諮問）」</p> <p>杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第4条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。</p> <p>諮問内容、杉並区一般廃棄物処理基本計画の改定について。</p> <p>重ねてよろしく申し上げます。</p>
<p>会 長</p> <p>区 長</p>	<p>それでは、杉並区長さんからご挨拶をいただきたいというふうに思います。</p> <p>杉並区長の田中良でございます。</p> <p>本日は大変ご多忙の中をお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。</p> <p>今日は、特に蒸し暑く感じますけれども、この会議室の環境はいかがなものかとも思いますが、どうぞよろしくお願いをしたいというふうに思います。</p> <p>ただいま柳下会長に「杉並区環境基本計画の改定について」及び「一般廃棄物処理基本計画の改定について」を諮問させていただきました。いずれも環境分野における重要な指針となるものでございますので、さまざまな観点から活発なご意見をいただきたいと存じます。</p> <p>また、本日は第5期環境清掃審議会の初回ということでございますので、失礼ながら、席上に委嘱状をご配付させていただきました。今後2年間、どうぞよろしくご指導をお願いを申し上げます。</p> <p>さて、杉並区では、本年3月に杉並区議会の議決を経まして、杉並区の10年後を見据えた区政運営の指針となる基本構想を策定をいたしました。基本構想の検討をお願いする際には、区議会の皆さん、また区民の皆さん、学識経験者の皆様方によります、条例で基本構想審議会を設置をいたしまして、さらには6,000名に及び区民のアンケートの結果などを参考にしながら、幅広い区民の皆様のご意見、ご要望を受けとめながら、この審議会でご審議をいただいたもの</p>

<p>会 長</p>	<p>でございます。</p> <p>私は、基本構想における区の将来像として、「支えあい共につくる安全で活力あるみどりの住宅都市杉並」という、この基本構想のスローガンでございますが、これを掲げまして、その実現に向けて環境分野の目標である「みどり豊かな環境にやさしいまち」を初め、5つの目標設定して、区民の皆様とともにそれぞれの目標に向けて、達成に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。</p> <p>本審議会の委員の皆様方におかれましては、環境への負荷が少なく、持続的な発展が可能なまちづくりを進めていくために、ご意見、ご要望など、この基本構想の実現のために広い視野から、ぜひよろしくご協力をお願いする次第でございます。</p> <p>この基本構想では、さまざまな議論が行われまして、構想として集約をさせていただきましたが、杉並区が住宅都市として価値を高めていくために、さまざまな分野から具体的な目標を掲げさせていただいております。</p> <p>そういう意味で、この審議会から有意義なご答申をいただいて、そして、この具体的な施策につなげていきたいというふうに私も考えております。どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。</p> <p>会長を初め、委員の各位におかれましては、大変ご多忙の中を何度か、こうして会議にお集まりをいただくということになりますが、どうぞ最後までお願いを申し上げたいと思います。</p> <p>以上で私からのご挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。（拍手）</p> <p>田中区長さんから今じきじきに心のこもったご挨拶をいただきましたので、この先ほどの諮問、頭に置いて審議に努めたいと思います。どうもありがとうございました。</p> <p>ここで区長は所用のためにご退席ということであります。</p> <p>それでは、進めたいと思いますが、ただいまの区長から「環境基本計画の改定」、それから、「一般廃棄物処理基本計画の改定」、それぞれ2つの諮問がありました。</p> <p>したがいまして、その内容とこれからの審議の進め方につきまして事務方から説明を受けた上で、少し皆さんからご意見をちょうだいしたいというふうに思います。</p>
------------	--

<p>環境課長</p>	<p>答申の時期が、今、お配りしている紙に書いてございますように、環境基本計画が来年ですね、平成25年6月、それから、一般廃棄物処理基本計画が、今年でなくて平成25年2月というふうになっています。結構長いようで審議期間、かなり短期間でやらなければならないなと思いますが、ぜひ皆様のご協力のもとに答申できるようにいたしたいというふうに思います。</p> <p>では、早速理事者の皆様のほうからご説明をお願いいたしたいと思います。質問は、説明の後に一括してお受けいたしたと思います。</p> <p>では、お願いいたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。私から環境課長でございますが、杉並区環境基本計画の改定についてご説明をさせていただきます。</p> <p>それでは、資料に基づきまして環境基本計画の改定と今後の審議の進め方についてご説明をさせていただきます。</p> <p>ただいま区長より諮問させていただきました「杉並区環境基本計画の改定について」の諮問文の写しをお配りしてございますが、その内容、理由はそこに記載してあるとおりでございます、今、会長のほうからありました答申の予定時期につきましては、来年の6月でございます。</p> <p>次に、資料として3つほど用意してございますが、まず、諮問文の写しをめぐっていただきまして、1枚目でございます。</p> <p>諮問資料1として、右肩に諮問資料1としてございますが、「環境基本計画の改定について」でございます。</p> <p>諮問の理由にも記載してございますが、現在の環境基本計画ですね、これにつきましては、本日お配りしてございます冊子と事前にお配りいたしました概要版、これを資料として添付してございますので、後ほどお目通しをいただければと思います。</p> <p>この環境基本計画につきましては、平成22年5月に改定しておりまして、2年が経過したばかりというような状況でございます。それで、そういう状況の中、今年度、先ほど区長からのほうからありました基本構想及び総合計画が新たに策定されたということから、それらとの整合を図ることと、前回の改定以降、社会情勢の変化に対応するという必要があることから、今回改定に取り組むものでございまして、部分的な改定というところで位置づけをしてございます。</p> <p>その記載をしている面でございますが、1つとして、改定の基本方針という</p>
-------------	--

ところでございますが、(1)として基本構想及び総合計画との整合を図ると、2つ目として、東日本大震災に伴う原発事故を契機に生じたエネルギー問題など、新たな課題に対応と、3つ目としましては、地域の環境を総合的かつ計画的に保全し、地球環境の保全にも貢献していく計画、環境配慮行動指針も含むものでございますが、そういうものとして策定をしていくというところでございます。

ここで、(1)に関連しまして、本日席上に「杉並区基本構想」及び「杉並区の総合計画」「実行計画」を資料としてご用意させていただきましたので、それをお手元のほうにご用意いただければと思います。この冊子でございますね。この冊子と、あと「総合計画」と「実行計画」という15枚物のものでございます。よろしいでしょうか。

これら基本構想等につきましては、当審議会これまでご説明をしているところでございますが、初めての委員の方もいらっしゃいますことと、今後ご審議いただく際の参考となるものでございますので、改めて少し説明をさせていただきます。

まず、「基本構想」の冊子のほうでございます。4ページをお開きいただければと思います。

ここに「基本構想の策定の背景」というところでございますが、基本構想につきましては、一番上のところにございます「区政運営のすべての基本となるもの」として、基本構想は、杉並区の目指すべき将来像を示すものであり、区民と区が共有し、力を合わせてこれからの杉並区を築いていくための指針であると。また、その下に、区の計画体系の最上位に位置する、区政運営のすべての基本となるものというところで位置づけられております。

としまして、「10年後を見据えた基本構想」として、社会情勢の変化が激しい中、区民が実現可能性や実効性が感じられる構想とする必要があるということから、期間の設定については平成24年度から33年度までの10年ということにしております。

次に、5ページから7ページまでの記載でございますが、これにつきましては、「今後10年を展望した杉並区の抱える課題」として、記載の4つが掲げられているものでございます。

次に、次のページ、8ページにつきましては、3つの基本構想の理念が、そこに示されてございます。1つは「安全・安心を確保する」、2つは「住宅都

市杉並の価値を高める」、3つが「支えあい共につくる」、この3つの理念が掲げられています。

それを受けて、10、11ページをご覧ください。

10年後の区の将来像と5つの目標が、ここに示されています。将来像を「支えあい共につくる安全で活力あるみどりの住宅都市杉並」としており、この将来像を実現するために5つの目標があります。1つは「災害に強く安全・案線に暮らせるまち」、2つは「暮らしやすく快適で魅力あるまち」、3つは環境分野ですが、ここは「みどり豊かな環境にやさしいまち」、4つが「健康長寿と支えあいのまち」、5つが「人を育み共につながる心豊かなまち」と、このような5つの目標を設定して取り組むとしてございまして、その次が、12から21ページには、それぞれの5つの目標に関して10年後の姿や取り組みの基本的な方向、戦略的・重点的な取り組みが記載をされています。

中でございますけれども、環境分野につきましては、このうち16、17ページに記載されておりますので、ちょっとご説明します。

目標としましては「みどり豊かな環境にやさしいまち」に取り組むということで、その下に、今後築いていくまちとしましては、再生可能エネルギーの利用や省エネルギー・省エネルギー・省資源対策の推進を通して、人と地球にやさしい住宅都市であり、目指すものとしては、豊かな緑を守り育て、潤いのあるまちをということで目指していくというところでございます。

また、10年後の姿としましては、記載にありますように、環境への負荷が少なく持続的な発展が可能なまちづくりが進んでいる。自然環境と人の営みが共存するまちの形成が進んでいる。環境に関するさまざまな取り組みや自発的な行動が盛んになっていると、こういう状況をイメージしてございます。

それと、右肩にいて、「取り組みの基本的な方向」としましては、3つございます。1つは「再生可能エネルギーを活用した住宅都市をつくる」、2つは「ゆとりとうるおいを実感できるみどりをつなげる」、3つが「一人ひとりが環境づくりの主役になる」というような方向性を持って取り組んでまいります。

次は、その下にございます「戦略的・重点な取り組み」としましては、「再生可能エネルギーの活用などによる環境住宅都市づくり」、それと「みどりの拠点整備とネットワークづくり」、このような2つを掲げまして積極的に推進し

てまっています。

次に、刷り物というか、冊子じゃなくてコピーをしているものですが、「総合計画」と「実行計画」というものをご用意いただければと思います。その4ページをお開きいただきたいと思います。

そこには計画の体系図がございまして、基本構想の具体的な道筋となるもの、これが総合計画というところで位置づけられております。この計画が10年プランということで、期間が24年度から33年度の10年間というところでございます。

また、その下に実行計画ということで、総合計画を支える、いわゆる財政の裏づけを持った3カ年計画、計画につきましては24年から26年度の計画でございますが、そのような形で体系づけられているものでございます。

次に、環境の関連分野でございますが、24ページから27ページに、それぞれ施策を記載してございますが、先ほど言いました目標3の「みどり豊かな環境にやさしいまち」の実現に取り組むために、1つとしまして、24ページには、目標の施策の1つとして、「水とみどりのネットワークの形成」、25ページには「再生可能エネルギーを活用した住宅都市づくり」、26ページには「ごみの減量と資源化の推進」、27ページには「環境を大切にする生活スタイルの促進」と、このような4つの施策を掲げてございます。

それには、それぞれの施策の現状と課題と、あと10年後の目標、施策の指標の推移と目標、目標を実現するための主な取り組みについて記載をしております。

主な取り組みの中には、後ほどご説明及び報告をさせていただきますが、25ページの下の方にございます、(仮称)地域エネルギービジョンの策定、26ページにございます、ごみ減量化の推進の中の一般廃棄物処理基本計画の改定、このようなものが盛り込まれています。

次に、実行計画、そのページのちょっと飛んでいますが、85から90ページが実行計画になるということでございます。

それぞれの今、4つの施策があるということでご説明いたしましたが、その施策にある事業ですね、それぞれの所管が取り組む事業でございますが、その内容がそこに記載してございます。それぞれの事業の内容と事業量及び経費ということが、そこに記載しているものでございます。それぞれ後ほど見ていただければと思います。

このような体系、目標別等を一つの表にしたものが11ページにございます。カラー刷りでしてございますが、よろしいでしょうか。真ん中のほうに目標3として「みどり豊かな環境にやさしいまち」ということで体系づけられている、それぞれの施策と事業、こういうものが今後取り組んでいく、ないしは基本計画の中に盛り込まれて行く内容ということでございます。

すみません、ちょっとまた資料に戻りますけれども、諮問の資料の1に戻っていただきます。

2番目の計画の期間でございますが、平成25年度から総合計画の最終年度であります平成33年度まででございます。あと、総合計画の改定等に合わせて、必要に応じてその計画については見直していくというところでございます。

3の課題別計画と内容の調整ですが、諮問資料、その次のページですね、めくっていただきまして、諮問資料2をお願いいたします。

ここには、環境基本計画の位置づけを示しているものでございます。環境基本計画につきましては、そこにあるように基本構想における環境分野の基本計画でございまして、左のほうにございます、環境基本条例、これは第9条に基づいて策定する行政計画でございます。

また、環境分野の目標である「みどり豊かな環境にやさしいまち」を実現していくための総合計画でもございまして、区民、事業者、行政の行動指針といえますか、そういう性格をあわせ持つものとして位置づけてございます。そのため環境基本計画は、上位にある基本構想、総合計画などとの整合性を図るとともに、今年度改定予定、右のほうにございますが、まちづくり基本方針、これらとの調整や今回策定をいたします地域エネルギービジョンや一般廃棄物の処理基本計画との内容の調整を図りながら改定を進めていくということになります。

最後に、今後のスケジュールでございます。下のほうにございます今後のスケジュールでございますが、本日の審議会への諮問から来年9月の計画改定の決定までを大まかでございますが、記載してございます。

ここでまた、資料をご覧いただきたいと思いますが、諮問資料の3、もう1枚めくっていただきまして、最後のページでございますが、諮問資料3をご覧ください。

ここに審議会の開催や地域エネルギービジョン、一般廃棄物処理基本計画、区民等の意見提出手続など、ちょっと先ほどより少し詳しいスケジュール案を

ごみ減量対策課長	<p>記載してございます。その中に、左のほうにございますが、「部会」という項目がございます。この後、説明をいたします「一般廃棄物の処理基本計画」にも出てきますが、これは今回の2つの諮問に関しまして、どのようにして審議を進め、答申をしていただくということの一つの事務局案でございます。</p> <p>部会というのは、条例の施行規則のほうにございまして、「会長は、必要があると認めるときは、審議会に部会を置くことができる」と、また「部会は、会長の指名をする委員をもって組織をする」ということがございますので、この規定に基づいて部会を設置していただきたいと思っております。</p> <p>前回の改定のときも部会も設置をいたしまして審議を進めた経緯がございますので、今回も同様な形で行いたいと考えております。</p> <p>具体的には、本審議会委員の中から10名程度の部会員を選出いたしまして、部会を1つ設け、環境基本計画と一般廃棄物の処理基本計画に関する改定案を部会の中でご審議いただきまして、随時親会である、この審議会に報告、その経過を報告しつつ、ご承認をいただきながら進めていくという形でございます。</p> <p>部会につきましては、おおむね月1回、1回2時間程度でございますが、延べ5回の開催を考えてございます。部会の人選につきましては、最終的には会長からのご指名となりますが、今回この形でご了解いただけましたら、今週末の27日、金曜日を締め切りといたしまして、委員の皆様から参加希望を募りまして、人選を進めていきたいと考えております。</p> <p>なお、応募者多数の場合につきましては10名程度に調整をさせていただく場合もございますので、お含みおきいただければと思います。</p> <p>それと、部会の初回でございますが、議会の開催もありますので、8月28日の火曜日、午後3時から5時ということでちょっと早目でございますが、予定をしてございますので、そういう形で年5回、これから5回、2時間程度、そういう部会のほうに参加をしていただける方がございましたら、今週末の27日までに事務局のほうへ連絡をいただければと思っております。</p> <p>若干長くなりましたが、これで私からの説明を終わります。</p> <p>ごみ減量対策課長の鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>私からは「杉並区一般廃棄物処理基本計画の改定」につきましてご説明させていただきます。</p> <p>まず、一廃計画のほうの諮問資料の1、「杉並区一般廃棄物処理基本計画の</p>
----------	---

改定について」をご覧いただければと思います。

現在の計画につきましては、平成20年3月の改定のおきから5年が経過しているところでございます。

改定の基本方針でございますけれども、このたび新たに策定いたしました基本構想、総合計画との整合性を図るとともに、現計画の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえまして、現在区が直面している当面の課題につきまして取り組みの方向性や目標の見直しを行っていくものでございます。

2の計画の期間といたしましては、25年度から33年度までの9年間、また改定後も必要に応じて見直しをしていきたいというふうに思っております。

3の今後スケジュールにつきましては、諮問資料の3、スケジュール案というものをちょっとご覧いただきたいと思っております。

本日諮問させていただいておりますけれども、今後、先ほど環境課長のほうからも説明がありましたとおり、部会を設置いたしましてご審議いただきまして、審議会にその経過を報告しつつ、25年2月の審議会にて答申をいただきたいというふうに思っております。その答申の内容を踏まえまして、3月に素案を作成いたしまして、6月に計画改定の予定となっております。短い期間で大変申しわけございませんが、よろしくご審議のほどお願いしたいと思っております。

次に、諮問資料の2をご覧ください。

計画の位置づけを一覧にしたものでございます。

右側の枠をご覧いただければと思いますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、環境大臣が廃棄物の減量等を図るために基本的な方針を定めまして、都道府県はこの方針に則しまして、廃棄物処理計画を定めるということになってございます。市町村につきましては、同じくこの法律で一般廃棄物処理計画を定めることになっておりまして、これが今回改定を行います区の一般廃棄物処理基本計画というふうになってございます。

左側の枠のほうなんですけれども、先ほど環境課長からも説明がありましたとおり、一般廃棄物処理基本計画につきましては、今般策定いたしました区の基本構想、総合計画と整合性を図って、また、今回同時に諮問をお願いしております環境基本計画とも内容の調整を図りながら改定を進めていくことになっているところでございます。

次に、「総合計画」「実施計画」の抜粋をご覧いただければと思います。

<p>会 長</p> <p>P 委 員</p> <p>ごみ減量対策課長</p>	<p>先ほどご覧いただいたものだと思いますが、26ページと振られているところになりますけれども、基本構想の目標3「みどり豊かな環境にやさしいまち」に沿って、この総合計画では、施策の10といたしまして「ごみの減量と資源化の推進」という施策を立ててございます。ここで、10年後の目標とか、あるいはごみの排出量や資源回収率の目標値、主な取り組みについて記載してございます。</p> <p>なお、施策指標の23年度の実績でございますが、区民1人1日当たりのごみ排出量は541グラムになってございまして、23区中1位となっております。また、資源回収率でございますが26.8%で、23区中4位ということになっております。</p> <p>あと、具体的な取り組み内容につきましては、少しめくっていただきまして89ページになりますけれども、このただいま施策10を、この3年プログラムにある実施計画の中で、「ごみ減量運動の推進」「資源化の推進」「ごみの排出マナーの向上と環境美化の促進」という3つの柱に分けているところでございます。10年後の目標、目標値を達成するには、これからどのように取り組んでいけばよいのか、この3本柱の内容に沿って今後、部会等でご審議いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>私からは以上でございます。</p> <p>以上、2つの諮問の中身につきまして概略ご説明いただきました。あわせて、これからの当面の審議の進行に関するご説明もあったと思います。少し中身について皆様方のほうでのご意見、ご意見というか、まず質疑ですね。事実関係の確認ですとか、これからの審議に向けての何かご質問等ございましたら、遠慮なくお願いいたしたいと思っております。</p> <p>いかがでしょうか。どうぞ。</p> <p>質問をちょっと1点します。この一般廃棄物処理基本計画改定諮問資料1のこの改定の基本方針なんですけれども、ここに書いた4点だと、要は、ちょっとこっちの環境基本計画改定の中身は具体的だったんですけれども、こちらは何か抽象的なんです。要は、ここの中身は何か以降のプロセスとか手続のほうがちっとメインなんで、この具体的な中身は、さっきのごみの資源化とか減量とか、排出マナーの3点をもうちょっと今風に合わせてやりましよう、そういうご趣旨でよろしいんでしょうか。</p> <p>ただいまご説明を簡単にいたしましたけれども、3年プログラムの実行計</p>
---	--

	<p>画、これは施策10を3本、今おっしゃった3本柱で分けてございますので、その内容に沿って、そういったことを達成していくためにはどうしたらいいかということ部会、あるいはこの審議会のほうでご審議いただければというふう</p>
会 長	<p>それでは、K委員ですか、はい。</p>
K 委 員	<p>部会の設置についてなんですけれども、さっきこの委員会は21名の委員がいるというふうに最初にご説明をいただきましたが、この部会は、つまり2つつくられるわけですね。そうすると、21名の委員は必ずどちらかの1つの部会に所属するとか、希望するとかということになるのでしょうか。それとも、定員はなく、10程度というお話がございましたけれども、両方とも出たいとか、出たくないとか、それはその希望する委員の希望が通るのでしょうか。</p>
会 長	<p>もう一度、先ほどのところのご説明をいただけますか、部会の考え方。</p>
環 境 課 長	<p>ちょっと言葉が足りなかったか、聞きにくかったところがあったかと思えますけれども、部会は1つでございます。基本計画と一廃計画、それぞれ2つ諮問させていただいたんですが、それを一括して部会の中でやっていくということで、計5回を今、予定してございますが、その中でごみ、一廃の部分とその他の部分という形でやっていこうかなというのが事務局の考え方でございます。部会は1つでございます。10名程度、21名から約半分程度の方にご出席いただいて審議いただくというところでございます。</p>
会 長	<p>言い方変えると、21名で常に、この月1回ぐらいの会議でやるというのはなかなか大世帯で大変なので、審議会自体はぼんぼんと何回かにして、その月1回程度の、かなりの頻度にわたる検討は、この中の少人数に絞って、特に環境基本計画、一般廃棄物処理計画に関して、ぜひそれは一心同体頑張ろうではないかという人に絞ってやりたい、そういうことですか。</p>
環 境 課 長	<p>今、会長がおっしゃっていただいたとおりでございます。なかなか21名を、おおむね一月ごとに開催をする会議体にご出席いただくのは大変厳しいと、会場もございますけれども、という中で10名程度に絞らせていただいて、その中でご審議いただいて、親会である審議会のほうに、その都度ご報告して、そこでまたご審議をいただく場合もあるかと思えますけれども、そういう形でやっていきたいなと思っております。</p>
会 長	<p>よろしいでしょうか。でも、まずは自薦でということですね。自薦で事務局のほうに、ぜひ参加しましょうという方はお願いをいたしますと、今週中、27</p>

環境課長	<p>日までということで、最終的にはその辺の状況を踏まえて、いつごろまでに決定しようということでしょうか。</p> <p>27日、今週の金曜日までにご希望があれば事務局のほうにお伝えいただければと思います。その後、会長のほうでご相談させていただいて、いろいろな推薦母体の方がいらっしゃいますので、漏れなくというわけにはなかなかいかないんですが、前回の部会の人選のものを参考にしながら10名程度にまとめていければなと思ってございます。</p> <p>それと、いつごろに発表するかということですが、8月の早々には全員の方に、委員の方含めて全員の方にはお知らせして、こういう方が部会として出席されるということはお知らせしたいと思っています。</p>
会長	<p>皆さん、よろしいでしょうか。</p> <p>はい、どうぞ、お願いします。</p>
F 委員	<p>このスケジュール表には、環境清掃審議会ということで7月、11月、2月、6月という形で載っています。部会がそんなところいろいろ入っていますけれども、環境清掃審議会自体、ほかにもやることあると思うんですが、これだけしか開催されないんだということなんですか、それとも、この件に関して、この審議会で報告するという形なんですか。</p>
環境課長	<p>審議会につきましては、おおむね2カ月に1回ということで、今までやってございました。それで、今回部会が入りますので、そこについては若干審議会の次の開催が延びてしまいます。当然その中で審議会に報告しなければいけないというような事項が出てまいりましたら、それはその都度させていただきたいと思っております。あくまでも、これは予定でございますので、先ほど冒頭言いました審議会の所掌事項について、これを諮らなければいけないということが出てきた場合については、招集をさせていただいて、ご審議いただくというようなことは考えてございます。</p>
会長	<p>そのほかいかがでしょうか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
P 委員	<p>すみません、1つ質問です。環境基本計画改定と一般廃棄物処理基本計画改定で、計画期間が25年から33年が計9年と書いてあります。内容に応じて整合性とするという話だと思うんです。ここ、9年という根拠は一体どこから出てくるのかなと思ひまして、ちょっとお伺いします。</p>
環境課長	<p>総合計画が平成33年までということで計画されてございますので、それと合</p>

P 委員	<p>わせました。ということで33年ということでございます。</p> <p>もう一点、ちょっと質問します。今回の審議会に合わせて、若干この資料を、この一般廃棄物処理基本計画と、あとはこの平成24年度杉並区一般廃棄物処理実施計画って、これ各年度、24年の1年の計画なんですけれども、やはり中身見ていると、この単年度計画と10年の計画でぼこっとあるんで、かなり中身の整合性というのがやはりきちんとやらないといけないんだろうなというのは承知しているんですけれども、例えば3年とか4年の中期計画とか、そういったことというのはお考えにはならなかったんでしょうか。</p>
ごみ減量対策課長	<p>これは9年計画という形にさせていただいているんですけれども、先ほどご説明もいたしましたけれども、社会情勢の変化等いろいろございますし、上位計画の実行計画、総合計画等も見直したりすることもございますので、それにあわせて、この一廃計画につきましても見直しを図っていくということで、あえて区切って3年計画だとか、そういうのをつくるというようなことは考えていないというようなことでございます。</p>
会長	<p>ほかの方、いかがですか。何かお気づきの点は。部会が始まってから中身を精査して、論点を明らかにしていくことになろうとは思いますが、自薦をすることの判断としても、もうちょっと情報をいただいたほうがいいんじゃないかと思うんですが、今のお話を聞いていると一般廃棄物処理基本計画については、大体半年余りで答申するということは、比較的短時間でできるだろうと。先ほどのお話、聞いていると、特にこの前の一般廃棄物処理基本計画の中から新しい問題が出てきてしまったとか新しい課題を急遽こなさないかんとするのは余り何かなくて、従来やってきた3つの路線というものを、その延長でさらに推進するという考え方、あとは社会情勢、その他について整合性をとると、こんなふう聞こえたのです。それに対して、環境基本計画のほうについては3・11を踏まえて、新しい我が国のエネルギーの事情の状況の変化などを踏まえた、杉並区としての新しい対応をどうしたらいいかという議論を少し深めたいという、そこだけは特別に書いて、ほかのところは時代の状況の変化に合わせてたいと書いてありますが、その辺の違いがあるのだという理解でよろしいですか。余り深読み過ぎますか、それは。</p>
環境部長	<p>特に環境政策全般ということになると、区政全般の課題とも大きくかかわってくる場所があります。この約1年余りですか、この杉並区内ということに限りましても、やはり東日本大震災を受けたその後の対応というものが、一番</p>

	<p>区政の中で最重要課題であるというところの中で、この基本計画構想においても、一番最初の課題として取り上げられている。そんなところもございます。そういう中で環境分野というところを考えますと、ここにおいてはエネルギーの問題というものが、これまでの環境施策の中では省エネだとか、そういうところでやっておりましたけれども、特にそれが大きく取り上げられてきたという経過ではなかったかなと思っています。今回そのあたりについては、十分区としても検討させていただいて、その施策を充実させたい。</p> <p>また、一廃計画のほうでございますけれども、基本的にはそういった大きな要素というのはございません。ただ、ごみの削減の目標でございますけれども、現在の一般廃棄物処理基本計画の中では、ごみの有料化と、それから、個別収集というものも課題に据えながら、1人当たりのごみ量というものを1日当たり250グラムにしていこうという目標を掲げました。ただ、このあたり、この数年間というものを踏まえるならば、それがいいのだろうかというところの中では、今日お配りした総合計画のほうにおいても目標というの記載しておりますけれども、これを460グラムということで現実的な、ある意味じゃ、目標にこれは区政全体として変えてきているという経過がございます。それを踏まえた中で、その個別の一般廃棄物処理という中での施策、あるいは計画というものを質問させていただく中では、ご検討をいただきたいと、そういうところが今回の諮問の中では一つの特徴ではなかろうかと、そんなところで私どもは考えているところでございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>わかりました。必ずしも、先ほどの資料には書いてないけれども、一皮むくと、いろいろと課題があるということがわかりましたので、この辺も頭に置いて。今日議論するということではありませんが、半年間いろいろと課題があるということもおわかりいただけたかと思いますが、ほかに何かいかがですか。</p> <p>はい、どうぞ、お願いします。</p>
<p>M 委 員</p>	<p>前回の基本計画の改定のときにも、こちらの委員だったので参加した者で、経緯からいいますと、私個人が、個人といいますか、大気汚染測定の活動という母体も含めてお話ししていたのは、要するに、いわゆる公害ですね、公害という言葉自体が皆さんの頭から、あるいは区政を担われる方々から抜け落ちていませんかというのが基本的な視座でした。それについて言えば、この間の基本計画を立ててから経過した中で、区内における環境、特にここでいうのは安全と言っても治安ではなくて、大気、水質、土壌、そういったもの、いわゆる</p>

以前であれば普通に公害として注目をして、お金もそこにかけてやってきたものであって、今、杉並ではほとんど予算的には多分、数千万しかかけていない。その計画の中にもほとんど出てこなくなっているということに関しては、現状認識としてこれでよしとされているのかというのが、まず区に対して問いたいことは、この間も変わっていません。

ですから、今お話に出ている、その環境基本計画にしても、ごみの問題ですね。これごみをプラスチックも含めて焼却していて本当に大丈夫なのかというような、非常に基本的なところまで区として、どう考えられているのかということも、私としては今回もやはり意見を申し上げていかなきゃいけないと思うんですが、諮問される側として、区としては現状の杉並の、さっきごみの量のこと、23区では一番優秀でしたというお話がありましたけれども、要するに、環境、人の健康にかかわるところ、健康ですね、病気、障害、アトピーも含めて、あるいはぜんそくも含めて、そういった化学物質過敏症も含めて、そういったことについても杉並区というものは、区民はどのような環境にあって、杉並区のほうとしてはそれを今よしとされているのか、あるいは区の中では、あるいは23区の中ではいいほうだと考えられているのか、そういったことは今回の基本方針、計画の中に盛り込んでいくべき内容として、どれくらい必要課題として認識されているのかというのが、やはり相変わらず見えてこないというより、さらに後退されているというふうに思います。

私は、3・11で何が変わったかというのは、正直申し上げて、そんなに整理でき切っていませんし、皆さんが言うほど3・11で人の頭は変わっていないと思っています。それは基本視座ですね。

さらに言えば、過去50年、戦後、少なくとも戦後ぐらいからの杉並区が、区政はもうちょっと短いでしょうけれども、区がやってきたことについて、環境問題というよりは公害、対公害、对人体に対してどういう総括をされていて、この間の基本計画については、それを十分カバーしてきたのかということ、基本的にどう思われているかというのが、やはり相変わらず見えないので、そこは見えるようにしてしていただきたいですね。例えば「環境白書」の資料編、今回お配りいただいていますね。前もご質問しました、富士見丘の測定所での光化学オキシダントの値が物すごいことになっている。そして、これで今回も出てきた値を見てみますと、ページ数でいくとどこになりますでしょうか。光化学オキシダントの値は、全国各地、ほとんどの局で達成ができてい

<p>会 長 環 境 課 長</p>	<p>ないわけですがけれども、この間、疑問があって、ご質問していて答えがないこととしては、その富士見丘、なぜ突出してきているのかというところですね。</p> <p>今回のこの資料編の14ページにありますね。694時間、1時間の0.06ppmという値を超えてしまった。超えたのは、ほかも超えているから、よしとしましょう、譲ってですね。もうオキシダントというのは守れないものだと思っているなら、それはそれでいいとしてですが、じゃ、富士見丘はなぜ、これは23年ですけれども、この23年というのは22年度という意味ですか、そうですね。じゃ、前から変わらない資料だとして、今年はどうだったんですかね、24年、要するに23年の値がありますよね。というか、どうだったんですか。もうわかっていますよね、3月までの値ですから。そこを常に注意してほしいというのは、前もこの委員会で申し上げていましたし、理由を解明してほしいと、なぜその測定地点が高くなっていて、突出しているのか。</p> <p>そして、途中までは担当からの話では、24年度はちょっとよくなってきていると、じゃ、ほかの局と比べてどうなのか、測定地点と比べてどうなのかという相対的なもの、それも追ってほしいというお話をしました。そういったことが皆さんの意識に、まずあるのかないのか。そして今回、計画を立てるお話の中にそういったものを盛り込もうとする意思があるのかないのか。これが大きな僕の疑問ですね。もちろん計画には携わっていきたいとは思いますが、そういったところが非常に疑問です。この総合計画にも一切、公害に関することは出てこないんですね、重点ポイントとしては、時々おかずぐらいの、偶っこのほうの漬物ぐらいには出てきますけれども、全くメインディッシュではない。それでいいんですか。</p> <p>よろしいですか、はい、どうぞ。</p> <p>委員のお考えについては、聞き及んでおります。幾つかご質問いただきましたけれども、富士見丘のなぜ突出しているかということにつきましては、環境白書の中でご説明できればと思っております。この白書などで区民の皆様にとって適切な情報を提供していくということは心がけておまして、それはないがしろにするというか、委員の意見を踏まえた上での形として見せていきたいなと思っております。</p> <p>また、公害に対しての区の意識というか考えということにつきましては、しっかりと公害対策は生活環境を保全をしていく上では必要なこととございまして、環境基本法の成立前は、公害対策法ということで行われていた、法律とし</p>
------------------------	--

	<p>て行われていたというところは、ちゃんと認識は持っています。基本法の中にも公害に対するものについてはしっかり規定してございますので、それを受けて区としてもやっていきたいと思っております。</p> <p>それと、数千万円の予算でということで、よしとしているかということでございますが、予算につきましてはパイが限られておりますので、どういうところに、どのような形で使っていくかということを議会の中でご審議いただき、議決後にそれが予算となり執行するということでございます。公害についてはしっかり常時監視だとか、公害関連経費については予算づけはされていると思っておりますので、これで十分かということであれば、十分ということはなかなか言い切れないんでございますけれども、生命・財産を預かる区の責任としましては、こういう公害に対してもしっかりと向き合っていきたいと思っております。よろしいでしょうか。</p>
M 委 員	<p>はい。向き合っていきたいという意思はよくわかるんですが、予算が伴わない意思というのは、果たして区行政としての意思というようなことが全く言えないんじゃないか。それが基本的に、この間お話ししていることですね。計画を立てるのは予算を立てるためですね。基本計画を立てるというのは予算を立てるということだと僕は認識しますので、やはり今回もあくまで今、申し上げているような視座で委員としては発言をしていきます。ですから、ほかの委員の方についても、Mというのは基本的にそういうことから、まずご質問していきますよ。公害という言葉、まずなぜ削ってしまうんですかと、基本計画からですね。それで正しいのでしょうかというのも、前もありましたけれども、二、三賛同してくださる方が増えてきたというのはありましたが、基本的にはかなり対立するポイントになってしまうと思いますが、委員の中でもですね。ただ、今回もそれに関しては皆さんのご意見もお聞きしながら、私のほうの意見のほうは言い続けたいし、できれば実際に変えたいわけですね。審議だけしたいわけでは、もちろんないので変えたい。変えるために計画したいというふうに考えます。</p>
会 長	<p>わかりました。ちなみに、現行の環境基本計画の中にも、第3章に基本目標、区民の健康と生活環境を守るまちの仕組みとかありまして、その中に(1)が大気汚染で、(2)が化学物質、水質汚濁、それから、都市型公害ということで入っていますよね。だから、全く……。</p>
M 委 員	<p>そういう都市型公害という言葉を残すかどうかで物すごい議論が……。</p>

会	長	いや、そうじゃなくて、大気汚染とか水質汚濁自体も、これは影響が出るものは公害と言っているわけですよ。
M	委員	ただ、公害という言葉は削ってきているという経緯がありますね。
会	長	多分ご存じだと思いますが、環境基本法が改正されたときに、公害というものを含んだもっと広い概念で、これからは環境負荷の低減をしようというふうに、もっと視野を広げたのですよね。
M	委員	視野は広がっている。
会	長	ええ、ですから、その中に当然、公害の撲滅というのは入っているのですよ。
M	委員	ただ、予算が減ってきていませんかということ。
会	長	それは後で議論していただきたいと思いますが、私はだから、この環境基本計画の中に公害というものを無視しているということにはならないと思います。
M	委員	言葉としてなくなれば無視されていく趨勢を持っている。
会	長	中身は議論していきたいと思います。
M	委員	はい、あくまで、そう主張しますよね。
会	長	はい、どうぞ、お願いします。 ほかにいかがですか、この中身の議論というよりも、むしろこれからの進め方だとか姿勢だとか、その辺のところをちょっとお願いします。
P	委員	すみません。質問なんですけれども、質問というか、今後のご認識をお伺いしたいのですが、さっき環境部長からお話があった、この1人1日250グラムの目標って、この基本計画の最初のところに書いてあって、それを現実的な460グラムにするというのは、個人的にはこれは現実目標ということで賛成なんです。こっちの総合計画の89ページの3番のごみ排出マナーの向上と環境美化促進で、要は周知・啓発を強化しますというのがあって、今日ちょっと具体的な話なんですけれども、ここの審議会に行く途中、区役所まで歩いてきたんですが、今日ちょうど瓶・缶の収集日なんです。見ていると、やはりアパートの前のごみ収集場で、いまだに瓶・缶をビニール袋に詰めたまま、ぽんと捨てて、収集される方が一々それを分けて苦労されているのをやはり今日、目にしました。 たまたま今、直前までやっていた、私も仕事のほうで環境のISO14001をとっている事業所に通っていたんですけれども、お弁当の回収とかペットボトル

ごみ減量対策課長	<p>の回収とか、結構レギュレーション厳しいんですけども、ちゃんと中にはまじめに捨てている人もいますが、横着して、会社の行き帰りにごみをぼんと駅のごみ箱とかに無造作に捨てちゃうという方もやはり結構いらっしゃるんですね。だから、この辺の啓発とか周知徹底とかって、どういうご認識かなと思って、その取り組みとか意気込みをちょっとお伺いできればと思います。</p>
	<p>集積場の排出マナーのことだと思いますけれども、これを改善していくには、非常に難しい問題だなというふうに思っています。今後新しいものやっけていくというアイデアはありませんけれども、まずは今、ふれあい指導班が集積所を回って、不適正な分別をやっければ袋を開いて適正な分別にするよというところで個別に指導したりしていることもございますし、集積所の管理されている方の求めに応じて、わかりやすい分別方法を記した看板等を掲示したり、いろいろなことをやりながら複合的に組み合わせながら、今やっけているところなんですけれども、現実には、一部の中小の集合住宅であるとか、そういったところはまだまだ不十分なところがあるというような状態ではあります。ただ、そこに今後ターゲットを絞って、今やりかけている取り組みもございまして、宅建業界、不動産業界に働きをかけて、その管理人であるとか、そういったところにも協力を得ながら適正に排出されるようにしていくようにご案内をしていく、不動産のお店に訪れたときには、そのお店の方から杉並区のごみの分別はこうなっていますよというような案内もあわせていただくというようなこともやりつつ、改善を図っていきたいと思っているところでございます。</p>
会 長	何かございますか。
O 委 員	はい、お願いします。Oさん。
	<p>すみません、初めてなので、ちょっとよくわからないんで教えてください。その基本計画の改定の資料を一応1と2を拝見してまして、(仮称)杉並地域エネルギービジョン、これが課題別計画、要は一廃の基本計画と同じような内容、同じような重みを持ったものとして別組織で今つくられているんでしょうか。</p>
地域エネルギー対策担当課長	<p>まさに今後この後ご説明いたします、ご報告いたします、(仮称)地域エネルギービジョン、これは環境基本計画の課題別計画、下位計画に位置づけられているものでして、この後でご説明をさせていただきますので、ご理解いただければと存じます。</p>

○ 委 員	<p>それで、そちらのほうとの内容の調整を図りながら改定を進めるというふうにあるんですけども、ということは、この部会の中ではそのエネルギービジョン、エネルギーについて、どうしてこれビジョンという言葉に、これだけなっちゃうのかなという、計画のほうがいいのになんて思いながら、エネルギービジョンというこのものを部会の中で同じく検討しながら進めていくということになるのでしょうか。</p>
地域エネルギー 対策担当課長	<p>仮称という形でエネルギービジョンというものは考えてございます。 それから、この後でまたご報告いたしますが、区で策定しますエネルギービジョンについての庁内の検討組織でありますとか、学識経験者や区民の方々、事業者など、区民等で構成する地域エネルギー懇談会を構成して、意見をいただきながら、区のほうで設定しまして、それをこの環境清掃審議会のほうにご報告し、それでまたご意見をいただくというキャッチボールを繰り返して策定していくものでございます。</p>
会 長	<p>ちょっと役所的にいうと、多分環境基本計画というのは、議会で作られた条例、それによって作りなさいって決められてつく、要はきちんとしたものです。それから、一般廃棄物処理基本計画というのは、国会でつくった法律、廃棄物処理法という法律があるのですが、その法律で自治体の長には一般廃棄物の処理計画作りなさいという規定があるのですよ。つくらなければいけないのです。ところが、エネルギービジョンというのは、そういう法律によってつくれとか、条例によってつくれという命令はないのですね。事実上、行政として必要だからつくろうという、その意思是環境基本計画の中にならわっていますと、そういうことですね。わかっていただけます？</p>
○ 委 員	<p>わかりました。ありがとうございました。</p>
会 長	<p>どうでしょうか。一応いろいろとご意見出て、もう具体的な議論の雰囲気若干予感される意見も出たのでありまして、楽しみなのか大変なのかわかりませんが、頑張りましょう。</p>
	<p>はい、では、一応質疑は以上とさせていただきます、よろしいですね。 では、一応これからの進め方等についてご了解いただいたということで、進めさせていただきますと思います。ありがとうございました。</p>
地域エネルギー 対策担当課長	<p>ほかの報告事項についてお願いしたいと思いますが。 私からは、今年度、総合計画と実行計画に基づいて策定を行います「(仮称) 杉並区地域エネルギービジョンの策定について」ご報告いたします。</p>

資料をご覧になっていただければと存じます。

1の策定の基本方針の趣旨のところでございますが、国において、まさに今、エネルギー政策の根本的な見直しが行われているところでございますが、先ほど座長からもご指摘ありましたように、区においても、区民の安心・安全を確保する観点から、地域のエネルギー対策の基本となる（仮称）杉並区地域エネルギービジョンを策定して、地域でのエネルギー自給率の向上や低炭素社会づくりに向けた取り組みを進めるものでございます。

次に、策定の趣旨を具体化していく際に検討すべき視点を3点挙げてございます。1としまして、太陽光発電等、再生可能エネルギーの創出や一層の省エネルギー対策の推進。2としまして、環境政策だけでなく、防災やまちづくりの施策をエネルギーの観点からとらえて構築していくということ。それから、3番目としまして、住宅都市である杉並の特性を生かした検討を行っていくという3点でございます。

大きい2に、検討の進め方として、ポイントを5点挙げてございます。

(1)にあります庁内検討推進組織でございますが、検討すべき視点で申し上げましたように、環境分野だけでなく区の施設でありますとか防災まちづくり、福祉といった全庁的な体制での取り組みを行って行く必要があるということで、検討推進組織を庁内に設けるということ。

(2)にあります区の検討を進めるに当たって、助言や意見等を受けるための学識経験者や区民、事業者等で構成する地域エネルギー懇談会の設置。

(3)にあります、さまざまな手法による区民意見の反映。

(4)としまして、区の政策と密接にかかわってまいります国のエネルギー基本計画でありますとか、都の省エネルギーマネジメント方針でありますとか、そういった政策を把握していくということ。

それから、(5)にありますように、先ほど委員からご指摘のありました環境基本計画の下位計画であるということから、環境清掃審議会への進捗状況、内容等の報告をしまいるという、この5点でございます。

3の計画期間は記載のとおり、平成25年度から総合計画の最終年度であります平成33年度までの9カ年というふうに規定してございます。

4の今後のスケジュールでございますが、これから庁内検討推進組織を設置いたしまして、8月の国のエネルギー基本計画の改定を受けて、9月から地域エネルギー懇談会を設置し、12月に中間のまとめ、その後、区民アンケートや

<p>会 長 みどり公園課長</p>	<p>区民意見交換会、再生可能エネルギーの拡大方法でありますとか、省エネルギーの一層の推進についてのアイデア募集などを実施し、来年3月に案をまとめ、4月にパブリックコメントの募集、5月にパブリックコメントを反映した、(仮称)杉並区地域エネルギービジョンを策定し、環境清掃審議会、区議会に報告する予定でございます。</p> <p>私からは説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。ほかの事項はよろしいですか。</p> <p>私から一定規模以上の開発等に係る報告(緑化)ということで、3,000平米以上の敷地について、建築等の行為がなされた場合の緑化計画について報告をさせていただきます。</p> <p>今回は、(仮称)杉並区和田一丁目計画でございます。所在地は記載のとおり、敷地面積は3,607.09平方メートルでございます。接道部緑化延長、緑地面積、新植樹木本数については、左側が基準でございます。右側に計画延長、面積、本数が記載されておりまして、それぞれ左側の基準を十分満足した計画となっております。処理経過は下に書いてございますが、緑化計画の受理が本年5月14日、工事完了予定は来年の9月30日で、建築物の状況としては地上7階、最高高さ21.77メートルでございます。</p> <p>裏面をご覧ください。</p> <p>コンセプトは、「計画地周辺は、比較的交通量が少なく閑静なただずまいになっているものの、緑が乏しく、潤いのある住環境の創出のため、緑地環境を整えます」ということで、敷地の三方が道路となっておる関係から、道路沿いに歩道状空地を設け、安全な歩行者空間を整備するとともに、歩道状空地に面して可能な限り植栽を配置し、安全で地域に親しみを持ってもらえる緑空間を形成するとしてございます。高・中・低木はバランスよく配置し、緑豊かな住環境並びに街並み形成に努めるほか、専用庭等の専有部分も地被等で覆い、緑地空間の広がりに努めるとなっております。</p> <p>下に案内図がございます。事業者側が持ってきたものでちょっと見づらいものですが、真ん中辺の中央にある部分が計画地でございます。計画地の南側、ほぼ50メートルぐらい行ったところに神田川が流れてございまして、そのさらに50メートル行ったところは本郷通りと中野富士見町の駅でございます。ちょっと見づらくて申しわけございません。</p> <p>右手に行ってくださいまして、現況図でございます。現況は立正佼成会の杉</p>
------------------------	--

<p>会 長</p>	<p>並の団参会館の跡地でございます。こちらを共同住宅に建てかえるものでございます。</p> <p>次のものが緑化計画図となっております。記載のとおり、丸で書かれたものが中・低木でございます。緑色に塗られている部分が低木、黄色の部分が地被ということになってございます。</p> <p>簡単ではございますが、私から緑化の報告でございます。</p> <p>ありがとうございました。今2件報告をいただきましたが、先ほども既に若干の質疑に入っておりましたけれども、改めて今のご報告事項に対する何かご質問なり、確認事項ございますか、いかがですか。</p>
<p>K 委 員</p>	<p>はい、お願いします。寺田さん。</p> <p>地域エネルギービジョンの策定についてお伺いします。</p> <p>1つ目は、検討の進め方にありますように、(1)は区の庁内検討推進組織、検討会をつくるということと、2番は事業者、経験者、区民が参加する懇談会をつくるということですが、この2つの組織、別々ですけれども、これは当然ともにお互い、そのそれぞれの場に出て意見や情報は、両方ともに共有できるような進め方をなさるのでしょうかということが1つです。</p> <p>それと、2つ目は、(5)にございますように、環境清掃審議会へは、適宜、進捗状況を報告するとございますが、これ報告を受けたときに、私ども審議会はその報告に対して意見を述べ、その意見が検討会や懇談会に伝わるというか、生かされることがあるのでしょうかということです。</p>
<p>地域エネルギー 対策担当課長</p>	<p>3点目は、4番の今後のスケジュールに平成25年3月に(仮称)杉並区地域エネルギービジョンのまとめをするとございますが、これは懇談会がするのでしょうか、検討会がするのでしょうか、この3点についてお願いいたします。</p> <p>1番目でございますが、(1)と(2)の庁内検討組織と外部の方々による懇談会は、相互に意見交換、進捗状況について情報交換をしていくというものでございます。</p> <p>2番目の環境清掃審議会への意見の反映の報告、私どもの報告に対するご質疑ですけれども、ご意見等につきましては、持ち帰って懇談会や検討会推進組織の中で検討してまいりたいというふうに考えてございます。</p> <p>それから、3月にビジョンをまとめるのはだれかというお話ですが、区として私どもでまとめてまいります。検討組織と、それから、懇談会のほうからの意見を受けてまとめてまいります。</p>

会 長	ビジョンでまとまったことは、当然環境基本計画の中に反映されると、こういう考えですよ。
地域エネルギー 対策担当課長	そのとおりでございます。
会 長	ほかにいかがですか。
	はい、お願いいたします。
B 委 員	ちょっと今の話、わかりづらいんですけども、ビジョンがまとまって、一般廃棄物がまとまって、基本計画に戻るんですか。でも、この位置づけ見ると、基本計画をもとにビジョンとか一般計画をつくっていくという発想じゃないのかなと、ちょっとそこら辺は流し方がよくわからないんですけども。
会 長	お願いします。
環 境 部 長	基本的には、環境基本計画が上位計画ですから、環境基本計画のもとにそれぞれの分野別の計画がつくられるという話になります。ただ、それぞれの課題が専門的な部分もありますから、ここはそれぞれの課題のところの中で検討を詰めていただいて、最終的な調整をしながら全体として環境基本計画とのすり合わせをすると、そんな形で進められればというふうに思っています。
B 委 員	そうは言っても、基本方針としてやはり方針は出すわけでしょう。それはやはり大前提であるわけじゃないですか。さっきの部会の話もそうなんですけれども、部会も両方一緒にやるという話でしたよね。そうすると、何か基本計画のほうが、基本計画の大前提というか、その骨太の部分があって、それに基づいてという発想が何か正しいような気がするんですけども、ちょっと伺いたいんですけども。
環 境 部 長	そこは今おっしゃったとおりだと思います。ただ、今の段階でこの総合計画というのは、もう既にできています。総合計画の中では、この環境分野における施策の骨格というのはできてしまっています。環境基本計画も、それをもとにして具体的な中身、内容をちょっと詰めていくような形になりますので、要はその中に逸脱しない中で、それぞれの分野別の検討ということも可能であるという考えの中で、これは並行して、先にその個別の専門的なところを詰めていただいたほうがよろしいんじゃないかと、そんなところでこんな進め方をご提案させていただいているところです。
B 委 員	そうしますと、その基本計画というのは、どちらかというところと整合性のためにつくられるというふうな考え方でよろしいですか。

環境部長	今現在の環境基本計画自体も2年前につくったばかりという時期でもございます。それで、その後の中に区政全体の総合計画ができてきたという、そんな時間的な経過もございます。そういう中で、やはり1つは総合計画との整合を図ったこと。それとともに分野別、個別的な課題についても見直し時期が参りましたから、それを見直し、また新しい課題については検討をしていくと、そんな流れで考えています。
会長	確かに2年前にできたばかりで、また1年以上かけて見直すというのは、何となく区民から見ると、何かしょっちゅう計画ばかりしているなという気がしないでもないので、その辺のところがかうまく今の現状の、今の社会の直面している現状に照らして、何のためにやっているのかというのは何か区民にわかりやすく説明できるようにしておかないと、何か計画づくりが目的化してしまうととんでもないということになります。ほか何かございませんか。 はい、どうぞ、お願いします。
F 委員	一定規模以上のというのですけれども、最後のほうに緑が入っていて、結構わかりやすくなっているのですけれども、下のほうの低木とか中木とかというのが入っていて、敷地境界のところのっているのですけれども、これ道路の内側に敷地の中に入っている道路としての提供なのかなとは思っているのですけれども、すごくこの配置がよくなっていて、これは区のほうから何にか提案とかなさったんでしょうか。
みどり公園課長	これは、こういった開発について指導要綱が別にございまして、それに従って道路沿いになるべく歩道を設置してほしいという協議をした中で、この場合は三方を道路に向けて安全な歩道を設置した上、さらにその内側に緑化をしていただいたという開発になってございます。
会長	L委員。
L 委員	このエネルギービジョンの策定の検討の進め方について、全庁的な体制で取り組むものとしてありまして、これはこのことだけじゃないんですけれども、今年度の今回のメンバーから学校関係のPTA協議会の方がおられないということから、ますます学校の問題、環境問題をどうするのかというのが、この審議会との関係、あるいは環境部との関係においてどう考えておられるのか、ますますわからなくなりました、どういうことになっているんでしょうか。
環境課長	審議会のメンバー、前は小中学校のPTAの方がいらっしゃったんですが、また継続してということをお願いをしたんですが、なかなかPTAとして

<p>会 長</p>	<p>この環境清掃審議会に加わるのが難しいということで、固辞されたということの経緯がございます。</p> <p>そこで、環境と教育というのは関わりがございます。先ほど言いましたように、事案ごと関係する課長が説明をする。そういうような形は用意してございます。</p> <p>それで、この審議会の中でぜひ取り上げていただきたいというような項目が、もしありましたら、議題として取り上げるべきだということが、この審議会の中でありましたら、それはそれで取り上げていければと思っております。小中学校のPTAの方は今期いらっしゃいませんが、そういう形でフォローはしていきたいなと思っております。</p> <p>ほかによろしゅうございますか、いかがですか。</p> <p>いずれにせよ、エネルギービジョンの中に書いてあることと、それから、先ほどの環境基本計画の中に書いてあった、たしか3・11以降のエネルギー問題云々というのが関係をする接点ですよね。この辺はどうなのでしょう。情報共有しながら、行きつ戻りつやりながらやっていくと、こういうことになるのでしょうか。</p>
<p>環境課長</p> <p>会 長</p>	<p>今、会長のおっしゃったとおりでございますので、情報は共通なものとして審議会のほうに上げていくということはやっていく予定でございます。</p> <p>いかがですか、以上、2件の確認というか、聴取事項がございましたけれども、もしよろしければ何かまだございますか。</p> <p>よろしければ、以上とさせていただきます。ありがとうございました。これで報告事項の聴取は終わりいたします。</p> <p>今日、最後の議題ですけれども、その他の事項ということで、特に何か理事者のほうから何かございますでしょうか。</p>
<p>環境課長</p>	<p>若干事務的な連絡ということでお願いしたいと思います。</p> <p>1つは、当審議会の議事録の関係でございますが、これにつきましては区の公式ホームページに公開して、現在も公開しております。</p> <p>なお、委員の皆様にはその議事録を公開する前にご送付をして、内容を確認いただいてからの公開としております。</p> <p>なお、その委員の名前ですね、何々委員という名前はアルファベットでございますので、頭文字ではないアルファベットで言うというような形の議事録を公開してございます。お時間がありましたら見ていただければと思います。</p>

	<p>なお、次の審議会の開催でございますが、部会の日程等もございますので、11月ごろを予定してございまして、詳細につきましては別途また、ご連絡を差し上げたいと思っております。若干時間があいてしまいますけれども、先ほども言いましたように、何か審議会のほうにぜひ諮問しなくちゃいけない、ご報告しなきゃいけないというような事項がございましたら、これに限らず開催をしたいと思っております。</p> <p>それと、第1回の部会につきましては、メンバーが決まりましたら先ほどお示しましたように8月28日の火曜、午後の3時から5時ということで、会場はまだ未定でございますが、予定をしております。</p> <p>それと、部会の参加へのご希望をなされる方につきましては、今週27日の金曜日までに事務局環境課でございますが、そちらのほうにご連絡をいただければと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。一応今日用意いたしました議題は、以上であります。この際、何か特にございますか。</p>
H 委 員	<p>はい、どうぞ。</p> <p>ちょっとくだらない質問かもしれないんですけども、議事録にアルファベットとか何とかって言われましたけれども、私は別に名前出してもいいと思うんですけども、それとは別に、ここで発言する意見というのは、個人の意見でいいんですか、それとも私は推薦母体があって、推薦母体を後ろに抱えているんですけども、推薦母体の意見を言ったほうがいいんでしょうか。</p>
会 長	<p>何かございますか。</p>
環 境 課 長	<p>意見につきましては、推薦母体の意見として言う場合も、あと個人の意見として、「個人として」とお断りした上でご意見を述べるのは自由でございますので、あくまでも委嘱をしているのは何々からご推薦いただいた何々様という形での認識でございますので、そういう団体様からのご意見ということは大いにやっていただければと思います。また、そこから離れて一般区民としてのご意見もこの場ではお聞きすることはあるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。</p>
会 長	<p>どうぞ。</p>
H 委 員	<p>それでは、使い分ければいいということですね。</p>
会 長	<p>私なりに解釈すると、そういうことをよくいろいろと私も直面することがあ</p>

	<p>ります。人間それぞれ名刺の肩書で議論しなければいけない場合と、納税者の立場であったり、住んでいる立場であったり、有権者の立場であったりございますよね。多分、私わからないのですが、審議会メンバーをどうやって決めているかということとの関係があるのですけれども、そのもちろん公募の方は一区民として、どんな立場であろうと区民としてだとは思いますが、一方で、何らかの母体をまず選んで、母体の中から適任者を選んだという方もいらっしゃるわけですね、違いますか。</p>
環境部長	<p>関係団体に委員としてのご推薦をお願いして、それで出ていただいているという形でございます。</p>
会長	<p>そうしますと、こうなりませんか。その母体にとって、母体の意見をここで披露することが非常に必要な場合には、そのことがわかるように発言するというのの一つの手だと思うのです。問題によっては、母体としては全く利害がないという場合は黙ってるということになるかということ、そこは難しいところでして、例えば私は何々の立場ですけれども、立場としては何も意見ありません。ただ、区民としては物すごく意見ありますというときは、黙ってなさいということになりませんか、その辺は。ということで、むしろ母体として言いたいというときは、そのことを言われたらいかがでしょうか。</p>
H 委員	<p>よくわかりました。</p>
会長	<p>そのほうがわかりやすいと思うのですね。ほか、何かございましたか。 はい。</p>
K 委員	<p>前期に続けて委員なんですけれども、今回改めて杉並区環境清掃審議会条例というのを読みました。皆様のお手元にも事前配付をされた分でございますが、設置に関して、第1条の「環境保全並びに」ずっとあって、その一番右のほうに「必要な事項を調査審議するため、」この審議会を置くというふうになっておりますが、調査というのはどういうふうにとらえればいいのか、すみません、2期目にして言っているというのが申しわけないですが、それというのがやはり1つあります。私たちはやはり専門家ではないので、専門的な調査はできないわけで、やはり区のご報告のその調査のご報告をいただきながら審議をするわけですけれども、これは、まさか独自に私たちが調査を依頼するということができるのかどうかということをお聞きしたいんです。 もう一つ、大きい2条の2の「審議会は、前項各号に規定する事項に関し」という、ただし書きはあるんですが、「区長に意見を述べるができる」と</p>

	<p>いうことは、諮問事項でないにしても審議会委員として、こういう意見があります。こういう意見を区長に述べたいですということを、ここで発言したときは、それは区長に委員の意見とか、それにもし、例えば審議会の賛同があったときにとかいう、ただし書きはつくのかどうか分かりませんが、審議会の意見として、諮問事項でなくても区長に意見を言うことができるのでしょうか。この2点を教えてください。</p>
<p>会 長</p>	<p>条例の解釈ですね、まさに。ちょっとご説明いただけませんか。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>今2点いただきましたけれども、まず「調査審議し、答申する」ということでございますが、先ほどありましたように、いろいろな形の推薦団体がございまして。その中で調査をしているものがありましたら、もし事務局のほうにいただければ、それは調査をしたものとしては出せるかと思えます。それであと、その調査を審議会自体がやるかというのは、なかなかこれは難しい問題でございますので、こういうものの資料はないかとか、そういう依頼を受けましたら事務局のほうで、そういうものをご用意いたしまして審議の材料にさせていただきます。というように考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>また、2条の2項でございますが、これは前項各号に規定する事項ということで、条例の施行規則のほうにのってございます。区長に意見を述べる者につきましては、その裏面にございます2条の、これが「1項3号に規定する事項は、次のとおりとする」というところで規定されてございますので、今日説明させていただいた、道路ができるとか鉄道ができるかといった場合の環境影響評価に関する区長の意見に対するものだとか、あと、基本方針を踏まえた具体的な計画だとか、みどりの基金の運営に関する等々、このようなことについて区長に意見ができるというような規定になってございますので、すべてにおいて何でもかんでも区長に意見を述べるということは、ちょっとこの条例規則の中からは予定はしていないものでございますので、よろしいでしょうか。</p>
<p>環 境 部 長</p>	<p>ちょっと補足させてください。あくまで主語が、これは審議会ということでございます。ですから、各委員さんから言われたからということでなく、審議会の総意として行うということで、ここをとらえたいと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>先ほどの環境課長さんのご説明は、第2条の「第2条第1項第3号に規定する事項は、次のとおりとする」ということでありまして、今、先ほど言われたのは第2条第2項、「前項各号に規定する事項に関し、区長に意見を述べるこ</p>

	<p>とができる」ということですから、ちょっと違うと思うのですね。というのは、多分こういうことだと思いのです。これは国の審議会はそうなのですが、審議会というのは区長さんから諮問があって、「これについて検討してくれ」と言って、「はい、わかりました。検討しました」という場合は、よく諮問答申というのですが、審議会のほうでみんなで議論して、これみんなで議論して区長に言ったほうがいいのではないかといいこともありうるのであって、場合によってはできますよということだと思います。これは国の場合は意見具申というのです。よく、自主的に議論をして、区長さん、こういうことが、この問題、この問題というのは何でもじゃなくて、2条1項の1、2、3、3、4、5、6、ここに書いてあるような事柄について、もし必要であればディスカッションして、個人じゃないですよ、さっき言われた審議会としてまとめて、意見をまとめて述べることができると、こういう意味だと思うのですね。</p>
環 境 部 長	そうです。
会 長	そうですね。
環 境 部 長	そうです。
会 長	<p>ということでご理解いただけますか。調査というのは、我々が何か、どこか大気汚染調べに行こうとか、そういうことではなくて、ここで必要なものについて事務局というか、理事者側にこういう情報があるのではないんですか、こういう統計ちょっとまとめてくれませんかとか、こういうことをここで要求して、それをやっていただくというようなこともできると、そういうことですよね。それを一応調査と呼んでいるのだと。もし本当に何か問題があって、審議会でどこどこに実際見に行こうなんていうことも場合によってはあり得るといふことなのではないでしょうか。</p>
環 境 部 長	はい、あります。
会 長	<p>あり得るといふことですね、そういうことも、いざとなれば、本当に何か大きな問題があって、自分たちで直接やらなければならないというようなケースがあるのであればということですか、はい。</p> <p>何かほかにかがですか、この際というか、すみません。この際が長くなっていますが。</p> <p>もしよろしければ、以上とさせていただきたいというふうに思いますが、今日は第1回、私としては1回目です。ちょっと時間配分その他、ちょっと超えていますけれども、予定を超えていますけれども、引き続きよろしくお願いたし</p>

たいと思います。

今日はどうもありがとうございました。第52回の環境清掃審議会を、これで終了といたしたいと思います。ありがとうございました。